



2004 年度第 8 号



やまなみ

サンフランシスコ日本語補習校 理事会通信

2004 年 12 月 4 日

来年度高等部管理職の先生決まる！

9 月開催の説明会ならびに「やまなみ」で既報のように、9 月、10 月にわたり、高等部管理職の公募が行われました。お陰さまで、本校教員、関係者や外部の方々から多数の応募がありました。

理事会では 10 月、11 月、審査会を数次にわたり開催し、書類選考と面接などによる厳正・慎重・詳細な審査と選考を行いました。審査会からの報告を受け、10 月 28 日開催の第 5 回理事会で審議が行われ審査会報告が了承されました。

その結果、田代寿子先生、太田正先生という経験豊富で情熱あふれる先生方をお迎えすることができました。来年度、田代先生には高等部 SF 校を、太田先生には高等部 SJ 校を担当していただくことになり、12 月 1 日付で仕事を始められました。

理事会の選考作業と並行して、堀井学校長はじめ派遣教員方には来年度への引継ぎをお願いしています。田代、太田両先生はさっそく堀井学校長ご指導の下、現中高部の両教頭先生より引継ぎの作業を精力的に進めておられます。

両先生をお迎えしたことで、「やまなみ」9 月号でお知らせした暫定組織図に沿った形での運営が来年度できる見通しが立ちました。

とはいえ、来年度新学年開始までに解決しなくてはいけない課題も多く、今後は田代、太田両先生とともに理事会も知恵を絞ってまいります。

多忙を極めておられますが、毎土曜日はそれぞれの校舎で勤務しておられます。保護者の方々も機会がございましたら、温かい歓迎と激励の意を込めてお声を掛けていただけたらと思います。

なお、今年度中は、中高部の指導・管理は、引き続き文部科学省派遣の先生方によって行われます。田代、太田両先生の高等部管理職としての職務は来年 4 月 1 日より正式に始まります。



12 月 1 日、仕事始めを記念して補習校事務局にて (左から、太田先生、堀井学校長、田代先生、山崎理事長)

ご挨拶

田代寿子

サンフランシスコ日本語補習校に勤務させていただくことになりました。

本校中高部 SF 校で数学を 15 年間、日本の私立中学校、高等学校に 14 年間在職し、中学 1 年から高校卒業まで 6 年間一貫して教育する機会を得ました。

来年度、本校高等部は文部科学省派遣教員の直接の指導・管理から離れることになりましたが、今までの路線を継承し中学部との連携を保つことは言を俟たないことです。

教頭の職務を引き継いだ後は、一人ひとりの生徒の成長と発達の保障、保護者の要望と期待、社会の要請 (国際感覚、アイデンティティの確立) に応えることを教育の柱に、生徒たちには自ら判断する力、生活の力量をつけることで自己実

現を達成する力を養うことを目指します。また、信頼に根ざした厳しい姿勢、心の通い合いを大切にする姿勢を基本としたいと思います。

先生方には限られた時間でのカリキュラム達成のために効果的な授業をする環境の整備をすることが引継ぎ後の来年度の私の任務と心得ます。

みなさまのご指導、ご鞭撻をいただきたく、ご挨拶いたします。

ご挨拶

太田 正

来年度、新しい組織で高等部がスタートするにあたりまして、その管理職を承りました。

ご存知のように、今回の高等部組織変更は、文部科学省の要請ではありますが、これをチャンスとして魅力ある高等部を来年度から作り上げて行くことが最大の仕事だと自覚しています。

私自身、教育現場での経験はそれ程豊富ではありません。しかし、日本でいくつかのプロジェクトを仲間と立ち上げてきた経験を生かしまして、新しい組織を早く確実なものにするよう来年度からがんばりたいと思います。

また、管理責任者として最初に考えますのは、安全の確保です。現在管理されている文部科学省派遣の教頭先生からの引継ぎを確実にいき、来年度も授業日や行事等での安全の確保を図ります。そして、厳しい補習校のルールの中で

学力の向上はもとより、笑顔の絶えない、仲間同士励ましあえる、元気の良い高等部の生徒であり続けられるよう、カリキュラム作成や学校行事の立案について文部科学省派遣の先生方のご指導・ご協力の程よろしくお願い致します。

保護者の方々からもお気軽にお声をかけていただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高等部進学に関する保護者説明会

平成 17 (2005) 年度高等部進学説明会を下記のとおり開催します。

	SF 校	SJ 校
日 時	12 月 18 日 (土) 午後 3 時から午後 3 時半	
場 所	Herbert Hoover Middle School カフェテリア	Kennedy Middle School 13 番教室

小学部新 1 年生入学受付開始

サンフランシスコ日本語補習校では、平成 17 (2005) 年 4 月から小学部第 1 学年に入学を希望する児童の申し込み受付を平成 16 (2004) 年 12 月 1 日から開始しています。入学を申し込まれる方は、本補習校事務局 (415-989-4535) までご連絡ください。

【出願資格】

保護者が当地での職務に派遣されている者、または、理事会が承認する者で、将来日本の学校に入学、または、編入しようとする計画を持っている満 6 歳以上 7 歳未満の者。

なお、平成 17 年度の小学部第 1 年生は平成 10 (1998) 年 4 月 2 日から平成 11 (1999) 年 4 月 1 日までに出生した児童に限ります。

【学校説明会と面接】

入学希望児童及び保護者を対象として、学校説明会と新入生面接を次のとおり実施いたします。

小学部サンフランシスコ校

学校説明会：1 月 15 日 (土)

新入生面接：1 月 29 日 (土)

小学部サンノゼ校

学校説明会：1 月 22 日 (土)

新入生面接：1 月 29 日 (土)、2 月 5 日 (土)

【入学申し込み方法】

入学申込書と出生を証明するものの写し (パスポートのコピー等) を同封の上、本校事務局までご送付ください。

なお、説明会と個人面談の案内は、入学を申し込まれた方に郵送いたします。

学校定款改訂審議経過報告(2) (法規委員会)

やまなみ第6号、7号で審議経過を中間報告しましたが、10月28日開催の第5回理事会にて審議の結果、次の2つの細則が承認され、即日実施されました。いずれも、従来未整備だったり不明確だった運営の方法について、実態に即して明確化したものです。規定の全文は、補習校ホームページ掲載の予定です。概要をご報告します。

(1) 運営細則の概要

運営細則は、定款(Bylaws)を補完し、理事会や各種常設委員会などの役割や運営方法を明確化したものです。補習校運営の透明性を高めるとともに、より効率的な運営を図ることを目的としています(第1条)。

補習校は、理事会(Board of Directors、第2条)を最高議決機関とし、総務・学務・財務・法規の4つの常設委員会(第5条)が中心となって運営されます。日常業務は、理事会の決定した方針に則り、役員(Officer、第4条)である理事長、副理事長(2名)、財務役、監査役および事務局長の6名が執り行います。実際には、各役員は常設委員会の委員(長)を兼務しており、これらの常設委員会の中で仕事を分担して実施します。

業務の範囲が広範囲にわたるため、各委員会間の調整を行い、定例理事会を円滑に運営するため、理事長および各委員会の長を兼務する役員で構成される役員会(「三役会」を再編・改称)が理事会の1週間前に開催されます(第6条)。

理事会は、役員および委員会を監督するとともに、予算や施設、教職員の雇用、理事の改選といった補習校運営上の「重要事項」については、専決事項として理事全員の衆議の上でこれを決定します(第3条。「重要事項」も同条にて規定)。

理事会は、諮問機関として、評議会を設置します(第7条)。評議会は、法人会員の中から理事会が任命する評議会会員(最大60名)で構成され、年に2回、学校運営について理事会および学校長から報告を受けるとともに、必要があれば諮問を受けます。

運営細則は、理事会の3分の2の賛成で改定することができます(第8条)。<何が変わったのか>

従来の慣行を改めて明確化しただけでなく、次の点が変わっています。

①理事会、委員会、役員の仕事と権限の明確化:理事会が責任をもって審議・決定すべき専決事項としての「重要事項」を明確化し、透明性を高めるとともに、その他の日常業務については、理事会の監督の下に役員および常設委員会が実施することとし、業務の効率性を高めました。また、「三役会」を役員会に改組することで、位置付けを明確化しました。

②評議会の位置付けの明確化:評議会(やまなみ第2号(5月号)を参照)は、補習校の基本財源に寄付をした法人会員の中から、補習校の運営に助言・協力

すべく設置されたものですが、近年では、あまり積極的な参画が得られていなかったことも事実でした。今回、改めて、理事会が設置主体であること、評議会が諮問機関であることを明確化しました。

さっそく、法人会員の優先入学権(Bylaws第17条)の廃止について評議会に諮問し、廃止すべきとの回答を得ています。評議会では、今後、活動の一層の活性化を検討しています。

③改廃に関する規定の明確化:細則の条文の中には、従来「学校便覧」に掲載されていた事項も多くあります。しかし、これらは、何時・誰が・どのように制定したのかよく分からない点も多く、またどのように改訂したらよいかも明確ではありませんでした。今回、こうした「慣習」的なものも含めて明文化した上で、改廃のルール(理事の3分の2の賛成で改廃可能)を策定したことで、運営の透明化につながると考えられます。

(2) 理事選挙実施細則の概要

選挙細則は、定款(Bylaws)第14条(理事の選出)を補完し、補習校の理事の選出について制度を確立し、選挙が公明かつ適正に行われることを目的としています(第1条)。

理事は全部で15名いますが、その内の4名は保護者会からの推薦で、1名は総領事館からの推薦で無投票で就任しており、選出対象となるのは10名です。

選挙は、すべて「選挙委員会」が管理します(第2条)。選挙委員会は、理事会が任命した5名の委員で構成されます(第3条)。公正を期すため、この5名は原則として保護者会代表理事4名および総領事館理事1名とすることが内規として決まっています。選挙委員会は、選挙の告示、選挙公報の配布(第18条)、開票の管理・監督(第9条~12条)を行い、当選人を決定し告示します(第16条)。万一選挙結果に不服があった場合には、選挙委員会に対して異議を申し立てることができます(第22条)。

選挙権(投票権)は、保護者会員(1家庭1票)、法人会員のうち評議会会員(1企業1票)が有します(第4条)。選挙は郵送による投票によって行われます(第7条)。

候補者には、現在の理事会の推薦を受けた人、または会員8名の推薦を受けた人がなれます(第5条)。ただし、2期(1年×2期=2年)連続して理事であった人は、3期目は理事となれません。

選挙細則は、理事会の3分の2の賛成で改定することができます(第23条)。

選挙実施にあたっては、候補者のプロフィールや抱負等の情報が十分得られるように、また日程的にも余裕をもって選出・投票できるようにします(第6条)。<何が変わったのか>

本年2月の理事選挙は、初めての事態であり、混乱があったことは事実です。その中から多くの反省点があったことは、やまなみ第6号で要約のとおりです。今回、こうした反省にたつて、細部を明文化しました。

平成17年度理事選挙告示

2004年12月4日

サンフランシスコ日本語補習校定款第14条およびサンフランシスコ日本語補習校理事選挙実施細則の規定に基づき、理事選挙の実施を告示します。理事の候補者になろうとする者は、理事会または会員8名の推薦の署名を添え所定の用紙(学校事務局にて配布)に記入のうえ、12月15日より1月15日までに、選挙委員会に届け出てください。理事立候補者数が改選定数10を超えないときは、選挙実施細則第15条の規定によって立候補者の無投票当選とします。

選挙委員会
委員長 長谷川清
委員 田附富雄、高岡毅、
浅尾一郎、中村ベス

日本航空より本校に寄付



日本航空主催で開かれた「浅田次郎」講演会の収益金の一部2450ドルを本校の教育に役立てていただき

たいとお申し出を日本航空サンフランシスコ支店長酒井道久様(写真左)よりいただき、11月24日山崎啓二理事長(写真右)が受領しました。理事会よりお礼を申し上げます。

事務局よりお知らせ

12月・1月の主な行事予定

月	日	行事予定
12	18	高等部入学保護者説明会
12	25	クリスマス休暇
1	1	元旦
1	15	小学部SF校学校説明会
1	22	小学部SJ校学校説明会
1	29	小学部新1年生面接

事務局休暇日のお知らせ

事務局は12月25日から1月3日までお休みとなります。

「やまなみ」はサンフランシスコ日本語補習校理事会により月1回発行されます。
発行人: 山崎啓二
San Francisco Japanese Language Class, Inc., 760 Market Street, #816, San Francisco, CA 94102
電話: 415-989-4535 FAX: 415-989-2542
理事会・事務局 office@sfjlc.com, 学校 sfjlei@msn.com, ホームページ: http://sfjlc.com
理事会および学校事務局へのご意見・ご質問等を歓迎します。匿名でのお問合せ等には一切お答えしかねます。
無断複製・転載を禁ずる。
©2004 All rights reserved.